

医心 伝心

医師の働き方改革

県医師会副会長 泉 良平

電通の女性社員が2015年12月に過重労働に耐えかねて自ら命を絶った。このことがあってか働き方に関する議論が沸騰した。政府は一億総活躍社会をひらくチャレンジである「働き方改革」について、実行計画の策定などの審議を行う「働き方改革実現会議」を持つにいたった。現行の労働基準法では法定労働時間を延長する場合は、労使協定（36協定）を締結し届け出する必要があるが、1か月45時間、1年360時間を時間外労働の限度基準としている。先の会議で特例として特殊な事情があるとして協定を結んでも、1年720時間を上回れないとする方向性が示された。

本年2月に日本医師会及び4病協は、医師について労働時間の上限を設定し違反すれば罰則を科すとの方向について、仮に上限が設定されれば「応召義務」に充てられなくなる懸念などから、医師への労働時間の上限規制は地域医療に混乱をきたすため「医師の働き方を例外とし、この解決のために医療現場を知る専門家や関係者を交えた場での慎重な審議を要望」した。これを受けて、3月の改革会議では「医師については時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要である。改正法の施行期日の5年後を目途として規制を適用すること、医療界の参加のもとで検討の場を設け2年後を目途に規制の在り方、労働時間の短縮策等について検討し結論を得る」とされた。労働時間に無頓着

であった医療界に大きな課題となった。日本医師会は「働き方検討委員会」を設置し「質の高い医療提供体制の維持と医師自身の健康確保を両立するような制度を検討する」ことになり、私は日本医師会勤務医委員会から参加することになった。

過労死は医療界ではすでに大問題であって、富山県医師会担当の2011年全国医師会勤務医部会連絡協議会での川人博弁護士による「医師の過労死」についての講演では「良質な医療には健康な医師が必要である」ことが示された。しかし、過労死について医師会内で議論を深めてこなかったことを私自身深く反省する。医師の過労死は続発し、ここで医師会が医師の過重労働について真剣に議論し一定の結論を得ることができなければ、日本の医療は前近代的なままに放置され、あまたの犠牲を強いることになる。このような医療界に若き才能が身を投じてくれるであろうか。いまこそ、医師会は会員と勤務医の意見をまとめ上げ、日本医師会そして政府に発信することが必要で、富山県医師会勤務医部会で議論が進むことを期待する。そして、全国の医師会での議論をまとめ上げて、日本医師会勤務医委員会答申にある意見集約のフレームワークを駆使し、日本医師会執行部に、「働き方検討委員会」に伝えることができれば、勤務医の医師会への思いは変わるはずである。皆様のご支援とご協力を心から希望する。